

## 意見表明

2026（令和8）年6月25日  
中道改革連合  
安定的な皇位継承に関する検討本部  
本部長 笠 浩史

中道改革連合の笠浩史です。

政府が作成した皇室典範等の一部を改正する法律案の骨子及び要綱について、全体として衆参正副議長四者による「立法府の総意のとりまとめ」におおむね沿った形で立案されているものと思いますが、いくつかの点につきまして所感を述べさせていただきます。

まず「見直し条項」についてです。

衆参正副議長四者による「立法府の総意のとりまとめ」においては、その「二の2及び3」にて、「附帯決議において確認するよう各党・各会派に要請する」旨の項目が2項目言及されていました。

今回、要綱の「第5の5」の「見直し」において、一般的な検討条項に係る（1）の規定に加えて、（2）に「30年ごとの見直し」に関する規定が設けられています。

しかし、これは、「立法府の総意のとりまとめ」の「一の4」の末尾において、「皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、一定年数ごとに見直すものとする」との養子縁組に関する施策について言及した部分を取り込まれたものと理解するものです。

この「見直し条項」については、これを法文化したことは了とするものですが、その運用に当たっては、「立法府の総意のとりまとめ」の趣旨に忠実かつ的確な運用が図られるようにするべく、この点についても附帯決議において確認する必要があると思われまます。

また、「立法府の総意のとりまとめ」の「二の3」において言及されているように、女性天皇の是非を含めて、「安定的な皇位継承を確保するための方策について、引き続き、検討すること」を附帯決議で確認する必要があると思われまます。

衆参正副議長四者のご指導の下、各党・各会派において真摯に検討されることを強く期待するものです。

つづいて婚姻後の女性皇族に住民基本台帳法を適用することについてです。

要綱の「第4」の「住民基本台帳法の一部改正」において、「天皇及び皇族以外の男子と婚姻した内親王及び女王（当該男子と離婚又は死別した者を含む。）について、「住民基本台帳法を適用するもの」としております。

一方、「立法府の総意のとりまとめ」では、女性皇族の婚姻後の配偶者と子の身分については触れられておりません。一定の予断をもった対応を決めてしまうのではないかと受け取られかねないことから、住民基本台帳法の適用を今決める必要があるのかということについては疑問を感じざるを得ません。

「立法府の総意のとりまとめ」の「皇族の方々を取り巻く環境その他皇室の状況についても勘案し、必要があると認められるときは、適時適切な措置が講じられるものとする」ことを踏まえる必要があるかと存じます。

以上、意見表明といたします。